

水銀使用廃製品の分別回収の開始について

1. 目的

「水銀による環境の汚染防止に関する法律」の施行（※）を踏まえ、水銀による環境の汚染を防止し、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、家庭から排出される水銀使用廃製品の適正回収・処理を行う。

※「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第17条において、市町村に対し、家庭から排出される水銀使用廃製品の適正回収の努力義務が規定されるとともに、水銀使用廃製品の適正回収・処理方法を定めた「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）が策定された。

2. 実施概要

次のとおり、水銀使用廃製品の分別回収（拠点回収）を行う。

（1）回収対象

蛍光管（蛍光管型LED、ハロゲンランプ等を除く）
乾電池（充電式電池を除く）
水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計

（2）回収方法

① ボックス回収

本庁、各区役所（堺区役所を除く）及び市内協力スーパー等の計24か所（予定）に回収ボックスを設置し、回収を行う。

② 協力店舗による引取り

大阪府電機商業組合加盟の協力店舗及び市内協力ホームセンターの計43か所（予定）で引取りを行う。

※ 現在の不燃小物類としての収集は終了予定

（3）処理方法

水銀回収やリサイクルなど適正に処理を行う処理業者に処理を委託する。

3. 回収開始

平成29年11月1日（水）（予定）